●概要

本学においては、研究活動の不正行為を事前に防止し適正に研究活動を推進するため、また、研究費の不正を防止し適正に研究費を管理するため、文部科学大臣が定めたガイドラインに基づき、研究者等に求められる倫理規範を習得等するための「研究倫理教育」及び研究費の使用ルールや不正対策などを理解するための「コンプライアンス教育」を実施しています。両教育ともe-learningにより受講することができますので、下記に記載の受講義務者は必ず受講してください。受講方法の詳細はついては、以下のホームページにてご確認ください。

なお、本学においては、科学研究費助成事業へ応募する研究者は、応募前までに「研究倫理教育」を、また、交付内定後の交付申請前までに「コンプライアンス教育」をそれぞれ受講しておく必要があります。

「研究倫理教育及びコンプライアンス教育の実施について」（学内限定）

https://www.kyushu-u.ac.jp/f/61174/research-compliance-implementation_250401.pdf

○e-learningシステムのログインページ

- ・研究倫理教育（研究者共通教育）
 https://edu.aprin.or.jp/
- ・コンプライアンス教育
 https://el.iii.kyushu-u.ac.jp/course/view.php?id=269

○受講対象者

- ・研究倫理教育（研究者共通教育）

受講義務者：①教員（特定有期教員を含む。）
②研究推進職（URA）・学術推進職
③技術職員・医療職員のうち研究活動を行う者
④学術研究員
⑤研究補助者（テクニカルスタッフ、研究補助者として雇用する学生、技術補佐員等）
⑥本学において科研費を申請する者

⑦日本学術研究振興会特別研究員（SPD、PD）
⑧大学院生（M、D）など直接研究に従事する者

受講推奨者：①共同研究等により本学において一定期間研究活動を行う学外者
②学部学生（特に研究室配属後の学部学生）
③不正行為に係る申立窓口責任者
④研究支援関係部署の事務職員

※「研究倫理教育」は、e-learningを用いて全学的に実施する「研究者共通教育」のほか、各部局において「分野別教育」が実施される場合もありますので、あわせて受講するようにしてください。

- ・コンプライアンス教育

受講義務者：研究費の運営・管理に関わるすべての構成員（以下に該当する者）
①すべての役員
②すべての教職員（非常勤を含む）
③上記以外の者で研究費の運営・管理に関わる者
例）名誉教授、非常勤講師、日本学術振興会特別研究員等で科研費等の研究代表者

※ただし、研究費等の執行に関わらないとコンプライアンス推進責任者（部局長）が判断した者については、受講を免除することができます。

★ もっと詳しく知るには

・研究倫理教育（eAPRIN） https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/research/ethics/education ・研究費の不正防止について https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/research/ethics/prevention

◆ お問い合わせ先

・研究倫理教育について 研究・産学官連携推進部研究企画課研究総務係 092-802-2320 内線:90-2320

・コンプライアンス教育について 財務部財務企画課財務企画係 092-802-2337 内線:90-2337